

西東京市災害時支援協力員設置要綱

第 1 趣旨

この要綱は、西東京市消防団を退職した者（以下「元消防団員」という。）が有する消防に関する知識、技能及び経験を活用し、大規模災害時における市民の生命、身体及び財産の保護並びに被害の軽減に寄与するため、西東京市消防団及び西東京消防署の行う消防活動並びに地域の自主防災活動（以下これらを「消防活動等」という。）を支援する西東京市災害時支援協力員（以下「災害支援協力員」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 災害支援協力員の登録要件

災害支援協力員に登録できる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に居住する元消防団員
- (2) 心身ともに健康な者

第 3 所属

災害支援協力員は、退職前に所属していた分団（西東京市消防団規則（平成13年西東京市規則第146号）に規定する分団をいう。以下同じ。）に所属する。

第 4 活動内容

災害支援協力員は、市内で大規模災害が発生した場合に、市長の要請に基づき、所属する分団の詰所に参集し、次に掲げる消防活動等の支援に従事する。

- (1) 災害情報の収集及び伝達
- (2) 西東京市消防団及び西東京消防署が行う消防活動
- (3) 地域における自主防災活動
- (4) その他市長が必要と認める消防活動等

第 5 登録

災害支援協力員として登録しようとする者は、西東京市災害時支援協力員登録申込書を市長に提出する。

- 2 市長は、前項の申込書を受理したときは、西東京市災害時支援協力員登録者名簿に登録するとともに、消防団長及び所属する分団の分団長に通知する。

第 6 登録事項の変更及び登録の取消し

市長は、災害支援協力員から登録事項の変更又は登録の取消しの届出があった場合は、登録事項の変更又は登録の取消しを行うものとする。

第 7 貸与品

市長は、災害支援協力員に対して、消防活動等に必要な物品を貸与する。

- 2 災害支援協力員は、第 6 の登録の取消しの届出をした場合は、速やかに市長へ貸与品を返還しなければならない。

第 8 その他

この要綱に定めるもののほか、災害支援協力員に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年10月 1 日から施行する。